苦情解決の取り組み

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

苦情要望にお応えするために

津志田つばさ園では、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 82 条及び児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 14 条の3第 1 項の規定に基づき、「津志田つばさ園苦情解決制度実施要綱」を制定し、児童の保護者等から苦情要望にお応えする取り組みを行っています。

公表の取組み

「津志田つばさ園苦情解決制度実施要綱」第16条の規定に基づき、一定の期間ごとに、受け付けた苦情の件数、内容、対応結果等を取りまとめ、園だよりへの掲載その他適当な方法により、保護者等へ公表を行っています。

平成30年度の状況

◎ 苦情はありませんでした。 ◎意見要望等は1件寄せらせました

*意見要望(H30.8.2受付)

保護者の駐車場の利用方法について、保護者同士の立ち話が長く、次の車が駐車できません。夕方の時間帯はお迎えで混み合うので、用が済んだらすみやかに駐車場を空けるように注意喚起などしていただけませんか。

*対応改善等(H30.8.2対応)

駐車場が限られたスペースであるため、特に混み合う時間帯は速やかに登降園していただくよう、各クラスや玄関の掲示板にお願いを掲示しました。